



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年8月3日金曜日 第1884号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県会計規則の一部を改正する規則..... 850

告 示

- 救急病院の協力申出..... 851
- 指定居宅サービス事業者の指定..... 851
- 指定居宅介護支援事業者の指定..... 851
- 指定介護予防サービス事業者の指定..... 851
- 指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更..... 852
- 指定介護予防サービス事業を行う事業所の所在地の変更..... 852
- 指定居宅サービス事業の廃止..... 852
- 指定居宅介護支援事業の廃止..... 853
- 指定介護予防サービス事業の廃止..... 853
- 指定介護療養型医療施設の指定の辞退..... 853
- 土地改良区役員の就退任の届出..... 854
- 土地改良区の定款変更の認可..... 854
- 同意の成立..... 854
- 漁業の免許..... 854
- 漁業の許可又は起業の認可の申請期間..... 854

- 土地収用法に基づく事業の認定..... 854
- 道路の区域変更(県道石鎚丹原線)..... 855
- 道路の供用開始(")..... 856
- 道路の供用開始(一般国道440号)..... 856
- 道路の区域変更(一般国道441号)..... 857
- 道路の供用開始(")..... 857
- 道路の区域変更(県道城川栲原線)..... 857
- 道路の供用開始(")..... 857
- 道路の供用開始(県道美川小田線)..... 857
- 道路の区域変更(県道後柿之浦線)..... 858

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令..... 858

公営企業管理規程

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程..... 862

正 誤

平成19年4月1日付け第1848号外4愛媛県訓令第3号(愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令)中..... 863

規 則

○愛媛県規則第34号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年8月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(知事の事務委任) 第3条 省略 2 知事は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第9条第9号に規定する料金又は料金以外の使用料、手数料、分担金若しくは加入金の徴収に係る地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第231条の2第6項の指定代理納付者の指定に関する事務を愛媛県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年愛媛県条例第37号)第4条第1項に規定する管理者に委任する。 (出納員) 第4条 出納員は、別に辞令を用いるもののほか、第1号から第9号までに掲げる職にある者をもつて充て、第10号から第17号までに掲げる職にある者については、 <u>法</u> <u>第172条第1項に規定する職員(以下「職員」という。)</u> に任命されていない場合にあつては、これらの号に掲げる職にある間に限り、職員に任命されているものとして、これらの職にある者をもつてこれに充てる。	(知事の事務委任) 第3条 省略 (出納員) 第4条 出納員は、別に辞令を用いるもののほか、第1号から第9号までに掲げる職にある者をもつて充て、第10号から第17号までに掲げる職にある者については、 <u>地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)</u> 第172条第1項に規定する職員(以下「職員」という。)に任命されていない場合にあつては、これらの号に掲げる職にある間に限り、職員に任命されているものとして、これらの職にある者をもつてこれに充てる。

(1)～(17) 省略

(1)～(17) 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1314号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成19年 8月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
国民健康保険久万高原町立病院	上浮穴郡久万高原町久万65番地	久万高原町	平成22年7月31日まで

○愛媛県告示第1315号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成19年 8月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		指定年月日
				名 称	所 在 地	
3870106477	有限会社グリーンメディカル	愛媛県松山市小坂五丁目16番10号	特定福祉用具販売	有限会社グリーンメディカル	愛媛県松山市小坂五丁目16番10号	平成19年 6月 1日
3873500825	有限会社スィムアンドデイ	愛媛県伊予郡松前町南黒田428番地1	通所介護	通所介護事業所スィムアンドデイ	愛媛県伊予郡松前町南黒田428番地1	平成19年 6月 1日
3857780534	医療法人忍風会	愛媛県大洲市徳森1512番地1	訪問リハビリテーション	介護老人保健施設長浜ひまわり	愛媛県大洲市柴甲1422番地3	平成19年 6月 1日
3870400623	株式会社ひだまり	愛媛県八幡浜市八代野中68番地1	訪問介護	株式会社ひだまり	愛媛県八幡浜市八代野中68番地1	平成19年 6月 1日
3870700600	株式会社かんなぎ	愛媛県大洲市長浜甲731番地1	通所介護	デイサービス楽助	愛媛県大洲市長浜甲731番地1	平成19年 6月 1日
3811310089	山 口 康 男	愛媛県四国中央市三島宮川四丁目1-4	訪問看護	山口クリニック	愛媛県四国中央市川之江町1640-1	平成19年 6月 1日
3870600925	医療法人弘仁会	愛媛県西条市三津屋南9番10	福祉用具貸与	福祉用具貸与事業所たちね	愛媛県西条市三津屋南9番10	平成19年 6月 1日

○愛媛県告示第1316号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成19年 8月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所		指定年月日
				名 称	所 在 地	
3871000505	社会福祉法人伊予市社会福祉協議会	愛媛県伊予市米湊723番地1伊予市庁第2別館	居宅介護支援	伊予市社協双海居宅介護支援事業所	愛媛県伊予市双海町上灘甲5821番地6ふたみ基幹集落センター	平成19年 6月 1日
3870106485	株式会社光進	愛媛県松山市和気町一丁目152番地	居宅介護支援	居宅介護支援事業所遊楽荘	愛媛県松山市和気町一丁目27番地	平成19年 6月11日
3870201526	社会福祉法人亀天会	愛媛県西条市大野190番地1	居宅介護支援	今治丁亥居宅介護支援事業所	愛媛県今治市高部乙129番地6	平成19年 6月15日
3870201534	有限会社武吉	愛媛県今治市横田町一丁目6番3号	居宅介護支援	居宅介護支援事業所たけきち	愛媛県今治市郷新屋敷町五丁目3番2号	平成19年 6月15日

○愛媛県告示第1317号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成19年 8月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定介護予防サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870106477	有限会社グリーンメディカル	愛媛県松山市小坂五丁目16番10号	特定介護予防福祉用具販売	有限会社グリーンメディカル	愛媛県松山市小坂五丁目16番10号	平成19年 6月 1日
3873500825	有限会社スィムアンドデイ	愛媛県伊予郡松前町南黒田428番地1	介護予防通所介護	通所介護事業所スィムアンドデイ	愛媛県伊予郡松前町南黒田428番地1	平成19年 6月 1日
3870300955	株式会社ダイコー	愛媛県宇和島市高串中田1番耕地377番地1	介護予防通所介護	通所介護事業所おひさま	愛媛県宇和島市三間町大内123番地1	平成19年 6月 1日
3857780534	医療法人恕風会	愛媛県大洲市徳森1512番地1	介護予防訪問リハビリテーション	介護老人保健施設長浜ひまわり	愛媛県大洲市柴甲1422番地3	平成19年 6月 1日
3870400623	株式会社ひだまり	愛媛県八幡浜市八代野中68番地1	介護予防訪問介護	株式会社ひだまり	愛媛県八幡浜市八代野中68番地1	平成19年 6月 1日
3870700600	株式会社かんなぎ	愛媛県大洲市長浜甲731番地1	介護予防通所介護	デイサービス楽助	愛媛県大洲市長浜甲731番地1	平成19年 6月 1日
3811310089	山口 康 男	愛媛県四国中央市三島宮川四丁目1-4	介護予防訪問看護	山口クリニック	愛媛県四国中央市川之江町1640-1	平成19年 6月 1日
3870600925	医療法人弘仁会	愛媛県西条市三津屋南9番10	介護予防福祉用具貸与	福祉用具貸与事業所たちね	愛媛県西条市三津屋南9番10	平成19年 6月 1日

○愛媛県告示第1318号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成19年 8月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870106154	株式会社ケアステーション春々	愛媛県松山市湯の山東一丁目1番地5	訪問介護	訪問介護事業所ケアステーション春々	愛媛県松山市湯の山東一丁目1番地5	愛媛県松山市小坂4-6-42	平成19年 7月10日

○愛媛県告示第1319号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成19年 8月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定介護予防サービス事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3873900603	有限会社ケアステーションますほ	愛媛県宇和島市津島町高田甲2920-1	介護予防訪問介護	ケアステーションますほ指定訪問介護事業所	愛媛県宇和島市津島町高田丁976番地1	愛媛県宇和島市津島町高田甲2920-1	平成19年 5月1日
3870105362	有限会社介護サービスせとか	愛媛県松山市美沢二丁目7番52号	介護予防訪問介護	介護サービスせとか	愛媛県松山市衣山四丁目68-10衣山大東ビル203号	愛媛県松山市太山寺町888-10	平成19年 6月1日
3870106154	株式会社ケアステーション春々	愛媛県松山市湯の山東一丁目1番地5	介護予防訪問介護	訪問介護事業所ケアステーション春々	愛媛県松山市湯の山東一丁目1番地5	愛媛県松山市小坂4-6-42	平成19年 7月10日

○愛媛県告示第1320号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所を廃止した旨の届出があった。

平成19年 8月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地	サービスの種類	廃止に係る指定居宅サービス事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3810111397	愛媛医療生活協同組合	愛媛県松山市来住町1079-12	通所リハビリテーション	城北診療所	愛媛県松山市姫原三丁目7-17	平成19年 5月31日

3863690370	社団法人喜多医師会	愛媛県大洲市徳森2632 - 3	訪問看護	喜多医師会内山訪問看護ステーション	愛媛県喜多郡内子町城廻275 - 1	平成19年 5月31日
3870105594	有限会社まごころ社中	愛媛県東温市南野田452番地1	訪問介護	有限会社まごころ社中松山営業所	愛媛県松山市竹原町630 - 1	平成19年 5月31日
3870105768	医療法人北吉田診療所	愛媛県松山市北吉田町1019 - 1	通所介護	デイサービスしょうせきあいあい	愛媛県松山市南吉田町1872 - 2	平成19年 5月31日
3874000445	社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城2139	訪問介護	愛南町社協一本松訪問介護事業所	愛媛県南宇和郡愛南町一本松5049番地1	平成19年 6月 1日
3874000452	社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城2139	訪問介護	愛南町社協西海訪問介護事業所	愛媛県南宇和郡愛南町櫻月212番地1 西海保健福祉総合センター内	平成19年 6月 1日

○愛媛県告示第1321号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所を廃止した旨の届出があった。

平成19年 8月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅介護支援事業所		届出年月日
				名 称	所 在 地	
3873600039	社団法人喜多医師会	愛媛県大洲市徳森2632 - 3	居宅介護支援	喜多医師会内山指定居宅介護支援事業所	愛媛県喜多郡内子町城廻275 - 1	平成19年 5月31日

○愛媛県告示第1322号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業所を廃止した旨の届出があった。

平成19年 8月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定介護予防サービス事業所		届出年月日
				名 称	所 在 地	
3810111397	愛媛医療生活協同組合	愛媛県松山市来住町1079 - 12	介護予防通所リハビリテーション	城北診療所	愛媛県松山市姫原三丁目7 - 17	平成19年 5月31日
3863690370	社団法人喜多医師会	愛媛県大洲市徳森2632 - 3	介護予防訪問看護	喜多医師会内山訪問看護ステーション	愛媛県喜多郡内子町城廻275 - 1	平成19年 5月31日
3870105768	医療法人北吉田診療所	愛媛県松山市北吉田町1019 - 1	介護予防通所介護	デイサービスしょうせきあいあい	愛媛県松山市南吉田町1872 - 2	平成19年 5月31日
3874000445	社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城2139	介護予防訪問介護	愛南町社協一本松訪問介護事業所	愛媛県南宇和郡愛南町一本松5049番地1	平成19年 6月 1日
3874000452	社会福祉法人愛南町社会福祉協議会	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城2139	介護予防訪問介護	愛南町社協西海訪問介護事業所	愛媛県南宇和郡愛南町櫻月212番地1 西海保健福祉総合センター内	平成19年 6月 1日

○愛媛県告示第1323号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成19年 8月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定介護療養型医療施設の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	辞退に係る指定介護療養型医療施設		届出年月日
				名 称	所 在 地	
3810321475	植 木 隆 平	愛媛県宇和島市堀端町2 - 5	介護療養型医療施設	植木整形外科	愛媛県宇和島市堀端町2 - 5	平成19年 5月31日
3811410079	西予市	愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1	介護療養型医療施設	西予市立宇和病院	愛媛県西予市宇和町卯之町一丁目246番地1	平成19年 5月31日

○愛媛県告示第1324号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松野町土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成19年 8 月 3 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 本 吉 國	北宇和郡松野町大字奥野川820番地
"	岡 本 幾久夫	北宇和郡松野町大字蕨生596番地 2

平成19年 8 月 3 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1326号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成19年 8 月 3 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

区 域	区 分
久良区域（久良漁業協同組合の地区）	主としてまき網を使用して営む漁業

○愛媛県告示第1325号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、三津土地改良区の定款の変更を認可した。

○愛媛県告示第1327号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき、平成19年8月1日次のように区画漁業を免許した。

平成19年 8 月 3 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

免許番号	漁業権者の住所及び氏名	免許の内容	漁業権の存続期間
伊区第14号	西宇和郡伊方町串19番地 三崎漁業協同組合 外4名	平成19年4月10日付け愛媛県告示第723号のとおり	平成19年8月1日から平成26年3月31日まで
燧特区第137号	今治市宮窪町宮窪2700番地 宮窪町漁業協同組合	"	平成19年8月1日から平成21年3月31日まで
燧特区第138号	今治市伯方町叶浦甲1667番地の3 伯方町漁業協同組合	"	"
燧特区第139号	越智郡上島町魚島一番耕地1362番地 魚島村漁業協同組合	"	"
燧特区第140号	"	"	"
燧特区第141号	"	"	"
伊特区第25号	松山市津和地600番地 中島三和漁業協同組合	"	"
伊特区第26号	西宇和郡伊方町串19番地 三崎漁業協同組合	"	"
宇特区第396号	西予市明浜町狩浜1番耕地215番地 明浜漁業協同組合	"	"
宇特区第397号	"	"	"

○愛媛県告示第1328号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成19年 8 月 3 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成19年 8 月 3 日から 8 月17日まで

○愛媛県告示第1329号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成19年 8 月 3 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 起業者の名称 八幡浜市
- 2 事業の種類 町並み見学用駐車場及び公衆便所整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
愛媛県八幡浜市保内町川之石地内

- (2) 使用の部分
なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、愛媛県八幡浜市保内町川之石地内を起業地とする「町並み見学用駐車場及び公衆便所整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、八幡浜市の文化資源である「町並み」の見学者の利便性の向上等を目的として、同市が設置する駐車場及び公衆便所に関する事業であることから、土地収用法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、八幡浜市議会において八幡浜市一般会計予算の議決を受け施行するものであることから、八幡浜市は、本件事業を施行する権能を有するものと認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益

八幡浜市保内町川之石地区には、れんが造りの建物や洋館、橋などの歴史的建造物や各種産業遺産が「町並み」として残されており、八幡浜市は、これらの保存と併せて、見学を兼ねた町歩き等のイベントを促進するなど、「町並み文化」が感じられるまちづくりに取り組んでいるが、当該地域には官民を含め利用可能な駐車場がなく、地域外からの見学者は路上等に駐車せざるを得ず、地域住民の生活に悪影響を及ぼしている。また、公衆便所も男女兼用のものが2基あるのみで、身体障害者用の便所は設置されていない状況である。

本件事業の施行によって、見学者のための駐車場や身体障害者用を含む公衆便所が整備され、地域住民及び見学者の利便性を高め、「町並み文化」の振興に寄与するものと認められる。

また、本件事業の施行による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は大規模で環境へ大きく影響を及ぼすおそれのある事業ではなく、その運営による周辺環境への影響は軽微であると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存在するものと認められる。

イ 事業の施行により失われる利益

本件事業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、自然的条件、社会的条件及び経済的条件による3案の比較検討を行い、総合的に最も優れた案を採用しているものと認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の事業計画は他の代替案と比較して最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、土地収用法第20条3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

当該地域には「町並み」の見学者が利用可能な駐車場や身体障害者用の公衆便所がない状況である。また、平成18年度末に「町並み」の象徴的な建造物である旧白石和太郎洋館の改修工事が完成し、見学者の増加が見込まれることから、早期に町並み見学用駐車場及び公衆便所を整備する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所 八幡浜市役所保内庁舎

○愛媛県告示第1330号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年8月3日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	石鎚丹原線	西条市小松町石鎚字湯浪3844番 2	旧	メートル 29.0～33.0	キロメートル 0.024	
			新	32.4～38.3	0.024	
"	"	西条市小松町石鎚字湯浪3841番 3 から 同字湯浪3864番 4 まで	旧	17.6～39.0	0.060	
			新	29.8～113.0	0.060	
"	"	西条市小松町石鎚字湯浪3804番 5	旧	8.9～12.0	0.005	
			新	12.0～12.5	0.005	
"	"	西条市小松町石鎚字湯浪3798番 6	旧	12.8～18.0	0.017	
			新	17.1～18.0	0.017	
"	"	西条市小松町石鎚字湯浪3585番 8 から 同字湯浪3585番 6 まで	旧	4.5～9.5	0.143	
			新	5.4～11.7	0.143	

○愛媛県告示第1331号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年 8月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	石鎚丹原線	西条市小松町石鎚字湯浪3844番 2	平成19年 8月 3日
"	"	西条市小松町石鎚字湯浪3841番 3 から 同字湯浪3864番 4 まで	"
"	"	西条市小松町石鎚字湯浪3804番 5	"
"	"	西条市小松町石鎚字湯浪3798番 6	"
"	"	西条市小松町石鎚字湯浪3585番 8 から 同字湯浪3585番 6 まで	"

○愛媛県告示第1332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成19年 8月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字小村10171番 7 から 同町西谷字古味2893番地先まで	平成19年 8月 6日 13:00

○愛媛県告示第1333号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 8 月 3 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	441号	西予市野村町鳥鹿野630番から 同町鳥鹿野764番 3 まで	旧	メートル 10.4～84.0 4.0～40.0	キロメートル 0.479 0.640	
			新	10.4～84.0	0.479	

○愛媛県告示第1334号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 8 月 3 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	441号	西予市野村町旭 4 番 2 から 同町旭31番 2 まで	平成19年 8 月 3 日

○愛媛県告示第1335号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 8 月 3 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	城川橋原線	西予市城川町下相582番 3 から 同市城川町下相581番 4 まで	旧	メートル 17.0～27.0	キロメートル 0.021	
			新	20.0～30.0	0.021	

○愛媛県告示第1336号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 8 月 3 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	城川橋原線	西予市城川町下相582番 3 から 同市城川町下相581番 4 まで	平成19年 8 月 3 日

○愛媛県告示第1337号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成19年 8 月 3 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川小田線	喜多郡内子町上川4133番3から 同町上川4132番3まで	平成19年 8月 3日

○愛媛県告示第1338号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部及び愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成19年 8月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
県 道	後柿之浦線	宇和島市津島町成471番4地先から 同市津島町成479番8まで	旧	メートル 5.6~20.0	キロメートル 0.221	
			新	7.9~42.4 6.5~42.4	0.200 0.221	

訓 令

○愛媛県訓令第12号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成19年 8月 3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

（愛媛県庁事務決裁規程の一部改正）

第1条 愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前							
別表第2（第4条関係） 知事の権限に属する事務に係る特定決裁事項				別表第2（第4条関係） 知事の権限に属する事務に係る特定決裁事項							
組 織 名	事務の種類	事 項	決裁区分			組 織 名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知 事	部 長	局 長				課 長	知 事	部 長
企 業 立 地 推 進 室	1～3 省 略					企 業 立 地 推 進 室	1～3 省 略				
	4 企業立 地の促進 等による 地域にお ける産業 集積の形 成及び活 性化に関 する法律 の施行に 関する事 務	1 基本計画に関すること。 <u>(1) 作成及び協議（第5条第1項）</u>									
		<u>(2) 公表（第5条第7項、第6条 第3項）</u>									
		<u>(3) 変更及び協議（第6条第1項）</u>									
		<u>(4) 軽微な変更の届出（第6条第 2項）</u>									
		2 地域産業活性化協議会に關す ること。 <u>(1) 設置（第7条第1項）</u>									
		<u>(2) 設置の公表（第7条第3項）</u>									

	(3) 構成員参加の申出の受理(第7条第4項)				—
	3 企業立地計画の承認及び変更の承認並びに通知(第14条第1項、第4項、第15条第1項、第3項)				—
	4 企業立地計画の承認の取消し(第15条第2項)				—
	5 事業高度化計画の承認及び変更の承認並びに通知(第16条第1項、第4項、第17条第1項、第3項)				—
	6 事業高度化計画の承認の取消し(第17条第2項)				—
	7 承認企業立地事業者又は承認事業高度化事業者に対する指導及び助言(第22条)				—
	8 承認企業立地計画又は承認事業高度化計画の実施状況の報告の徴収(第23条)				—
5	省略				
6	省略				
7	省略				

4	省略				
5	省略				
6	省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
産業創出課	1 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の施行に関する事務	1 基本構想の作成及び変更(第4条第1項、第5条第1項)			
		2 基本構想の公表(第4条第5項、第5条第3項)			—
		3 地域産業資源活用事業計画の認定申請書及び変更認定申請書の進達(第6条第2項、第7条第3項)			—
		4 認定地域産業資源活用事業を行う者に対する指導及び助言(第14条)			—
2	省略				
3	省略				
4	省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
産業創出課					
1	省略				
2	省略				
3	省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
経営	1~9 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
経営	1~9 省略				

支 援 課						支 援 課	10 特定産	1 特定中小企業集積活性化計画の							
							業集積の	作成及び変更並びに同意の協議	—						
								活性化に	(第21条第 1項、第22条第 1項)						
								に関する臨	2 特定中小企業集積活性化計画の						
								時措置法	作成及び変更に係る関係市町との			—			
								の施行に	協議 (第21条第 3項、第22条第 2						
								関する事	項)						
								務	3 特定中小企業集積活性化計画の						—
									公表 (第21条第 6項、第22条第 2						
									項)						
									4 進出計画の承認及び変更承認			—			
									(第23条第 1項、第24条第 1項)						
									5 進出計画の承認の取消し (第24			—			
									条第 2項)						
									6 進出円滑化計画の承認及び変更			—			
									承認 (第25条第 1項、第26条第 1						
									項)						
									7 進出円滑化計画の承認の取消し			—			
									(第26条第 2項)						
									8 承認進出中小企業者等に対する						—
									指導及び助言 (第30条)						
									9 承認進出中小企業者等からの特						—
									定事業活動又は特定円滑事業の実						
									施状況の報告の徴収 (第33条)						
		10 省略							11 省略						
		11 省略							12 省略						
		12 省略							13 省略						
		13 省略							14 省略						
	14 省略						15 省略								
	15 省略						16 省略								
	16 省略						17 省略								
	17 省略						18 省略								
	18 省略						19 省略								
	19 省略						20 省略								
	20 省略						21 省略								
	21 省略						22 省略								
	22 省略						23 省略								
	23 省略						24 省略								
	24 省略						25 省略								
	25 省略						26 省略								
	26 省略						27 省略								
	27 省略						28 省略								

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第 2 条 愛媛県地方局事務決裁規程 (昭和55年愛媛県訓令第10号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前							
別表第2 （第4条関係） 局長の権限に属する事務に係る特定決裁事項						別表第2 （第4条関係） 局長の権限に属する事務に係る特定決裁事項							
組 織 名	事務の種類	事 項	決裁区分			組 織 名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			局 長	専決者					局 長	専決者			
					部 長	課 長						部 長	課 長
商 工 労 政 課	1～9 省 略					1～9 省 略							
						10 特定産 業集積の 活性化に 関する臨 時措置法 の施行に 関する事 務	1 進出計画の承認申請及 び変更承認申請の受理 (第23条第1項、第24条 第1項)					—	
							2 進出円滑化計画の承認 申請及び変更承認申請の 受理(第25条第1項、第 26条第1項)					—	
	10 省略					11 省略							
	11 省略					12 省略							
	12 省略					13 省略							
	13 省略					14 省略							
	14 省略					15 省略							

（愛媛県地方局処務規程の一部改正）

第3条 愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（地方局長に対する事務の委任）</p> <p>第13条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(1)の6 省略</p> <p>(1)の7 省略</p> <p>(1)の8 省略</p> <p>(1)の9 省略</p> <p>(1)の10 省略</p>	<p>（地方局長に対する事務の委任）</p> <p>第13条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(1)の6 省略</p> <p>(1)の7 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第23条第1項の規定に基づく進出計画の承認の申請の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(1)の8 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第24条第1項の規定に基づく進出計画の変更承認の申請の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(1)の9 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第25条第1項の規定に基づく進出円滑化計画の承認の申請の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(1)の10 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第26条第1項の規定に基づく進出円滑化計画の変更承認の申請の受理に関する<u>こと。</u></p> <p>(1)の11 省略</p> <p>(1)の12 省略</p> <p>(1)の13 省略</p> <p>(1)の14 省略</p>

(1)の11 省略	(1)の15 省略
(1)の12 省略	(1)の16 省略
(1)の13 省略	(1)の17 省略
(1)の14 省略	(1)の18 省略
(1)の15 省略	(1)の19 省略
(1)の16 省略	(1)の20 省略
(1)の17 省略	(1)の21 省略
(2)～(68) 省略	(2)～(68) 省略
5・6 省略	5・6 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第6号

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成19年 8月 3日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程

愛媛県立病院料金規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表第1（第2条関係）						別表第1（第2条関係）					
名 称	区 分	単 位	金 額	備 考		名 称	区 分	単 位	金 額	備 考	
省略						省略					
PETが んドック	1日間	1回	97,650円 <u>（団体割引、家族割引又はリピート割引の適用を受ける場合には、87,800円）</u>			PETが んドック	1日間	1回	97,650円		
	2日間（通院）	1回	131,250円 <u>（団体割引、家族割引又はリピート割引の適用を受ける場合には、118,100円）</u>				2日間（通院）	1回	131,250円		
省略						省略					
乳がん検 診料	省略					乳がん検 診料	省略				
^{けい} 頸動脈超 音波検査 料	人間ドックと併 せて受ける場合	1回	5,770円								

省略				
習慣流産 免疫療法 料	省略			
内視鏡下 小切開泌 尿器腫瘍 手術料		1回	57,000円	
死後処置 料		1回	3,500円	
エックス 線フィルム 複製料	省略			
	六ツ切	省略		
	光ディスク(CD - Rに限る。)	1枚	60円	
省略				

注 1 この表において「団体割引」とは、同時にPETがندوقの申込みをした者のうち5人以上が当該申込みに係るPETがندوقを受診する場合に適用される割引をいう。

2 この表において「家族割引」とは、同時にPETがندوقの申込みをした者（そのいずれの者からも婚姻関係又は2親等以内の親族関係にある者に限る。）のうち2人以上が当該申込みに係るPETがندوقを受診する場合に適用される割引をいう。

3 この表において「リピート割引」とは、愛媛県立中央病院でPETがندوقを受診した後2年以内に再度PETがندوقを受診する場合に適用される割引をいう。

- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略

省略				
習慣流産 免疫療法 料	省略			
エックス 線フィルム 複製料	省略			
	六ツ切	省略		
省略				

注

- 1 省略
- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略

附 則

- 1 この管理規程は、平成19年9月1日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県立病院料金規程別表第1PETがندوقの項の規定は、この管理規程の施行の日以後に受診するPETがندوقに係る料金について適用し、同日前に受診するPETがندوقに係る料金については、なお従前の例による。

正 誤

○正 誤

平成19年4月1日付け第1848号外4愛媛県訓令第3号（愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令）中

ページ	箇 所	誤	正
29	右段表中 4 消防法の施行に関する事務 2 消防危険物規制に関すること。	(3) 移送取扱所の設置の許可にいて	(3) 移送取扱所の設置の許可について
43	左段表中 4 消防法の施行に関する事務 2 消防危険物規制に関すること。	(3) 移送取扱所の設置の許可にいて	(3) 移送取扱所の設置の許可について